

令和7年8月29日

「行政相談月間」及び 「一日合同行政相談所の開設」のご案内

総務省では、行政相談制度について国民の理解を一層深め、その利用を促進することを目的として、毎年9月及び10月の2か月間を「行政相談月間」とし、**今年度は、9月1日（月）から10月31日（金）までの期間を「行政相談月間」と定め、全国各地で各種行事を開催しています。**

岐阜行政監視行政相談センターでは、高山市、岐阜市及び大垣市において、国、県及び市などの行政機関のほか、行政相談委員（注）、弁護士、司法書士、土地家屋調査士及び税理士が出席し、**各種相談をワンストップで受け付ける「一日合同行政相談所」**を以下のとおり開設します。

また、県内各市町村に配置している行政相談委員も独自に特設相談所を開設するなど、各種の行事を実施します。

（注） 行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受けた民間有識者で、全国に約5,000人、岐阜県内にも119人が配置されており、行政などに関する相談を受け、その解決のための助言等の業務をボランティアで行っています。

一日合同行政相談所の開設予定

会 場	日 時	場 所	参加機関等
高山会場	10月1日（水） 10時～12時、13時～15時	高山市役所 地下市民ホール （高山市花岡町2-18）	会場により、参加予定機関が異なります。 詳細は、各会場のチラシをご覧ください。
岐阜会場	10月10日（金） 10時～12時、13時～15時	マーサ21 4階マーサホール （岐阜市正木中1-2-1）	
大垣会場	10月31日（金） 10時～12時、13時～15時	大垣市役所 8階大会議室 （大垣市丸の内2-29）	

- 弁護士、司法書士、税理士による相談は、**事前の電話予約**が必要です。
- 相談時間は原則1組 **20分間**です。
- 台風接近などの荒天時や災害発生時には、急遽中止となる可能性がございますので、予めご了承ください。

まぐみみ 岐阜



行政相談のマスコット「キクーン」

本件に関する問合せ先

担当者：行政監視行政相談課長 田中

電話番号：(058) 200-6583